

# 日本弁理士会と支援協定を締結して

高知県商工労働部新産業推進課

松本 大介



## (1) はじめに

高知県と日本弁理士会とは平成9年に全国の自治体で初めて顧問弁理士を高知県が設置する際、日本弁理士会から候補者を推薦していただいたことを経て、平成16年5月に全国の自治体では2番目に「知的財産権の活用による産業振興施策に関する協定」(以下「支援協定」という。)を結び、現在まで更新継続しています。

この間、知財セミナーでの講師の派遣や、「こうち知的財産戦略指針」の策定及び企業や団体における、知的財産活用の取り組みが進むよう支援を行う知財活用モデル支援へのアドバイザーの派遣など、高知県の知財行政にとって、貴重な多くの支援をいただきました。

まずは、この場をお借りして、日本弁理士会の皆様に厚く御礼申し上げます。本稿では、平成16年の支援協定締結から現在(平成21年12月1日)までの間に、支援協定に基づき日本弁理士会にご協力いただいた事業を、3つの時期に分けて紹介するとともに、まともに課題と今後の展望を記すこととします。

## (2) 支援協定締結後から知的財産課の設置前まで

平成16年に支援協定を結んだこの年に、県内企業の研究開発の現場に携わる方や大学などの研究者向けに「知的財産戦略セミナー」を開催しました。これは全8回のセミナーで、知的財産制度全般が1回、特許が5回、意匠と商標がそれぞれ1回ずつといったものでした。受講者は延べ262名、個別相談が22社と相当な規模で行われており、支援協定締結後の知的財産の普及の第一歩としては、大成功であったと思われます。

翌年の平成17年度は、企業の研究者・技術者向けの知財セミナーとして知的財産全般が1回、特許が4回、企業における知財戦略が1回の計6回を開催し、延べ125名の受講者がありました。

また、この年から新たに県庁職員向けの知財勉強会を毎年開催しています。

平成17年度は、県の職員や特許庁職員の協力を得るなどした、節約型で知財の政策を中心とした基礎的なセミナーですが、延べ165名の受講者がありました。

平成18年度には、知的財産基本法第6条に基づいて知的財産戦略指針を策定することが決まっていました。このため、全庁的・全県的な戦略とすべく、まずは庁内の知財意識を向上させる必要から、県庁職員向けの知財勉強会を充実させるため、弁理士会から講師を派遣していただきました。

勉強会の内容は全職員を対象にした知財全般と弁理士との付き合い方について1回、商標を1回、研究員向けに特許情報の利用法と権利侵害の対応の2回とし、基礎から一歩進んだ内容と実務者向けの演習を加えたもので、延べ102名の参加がありました。

一方、企業の研究者・技術者向けの知財セミナーは、増えてきた特許庁や民間の知財セミナーに委ねることになりました。

## (3) 知的財産課の設置から「こうち知的財産戦略指針」の策定まで

このように庁内のセミナーを行っていく中で、庁内の知的財産の意識をなお一層高める必要があることや、知的財産の戦略的な創造・保護・活用を促進すること、県内事業者への知的財産に関する支援・協力などを効率的に推進することが強く意識されるようになりました。その結果、知的財産を専門に扱う部門を設置する機運が高まり、平成19年4月1日に総勢4名のスタッフで知的財産を専門に取り扱う課としては全国で初めての知的財産課が設置されました。

知的財産課には専任職員を配置し、それまで各部局で管理されていた特許・育成者権を一元管理することで、知財業務をこれまで以上に推進していく組織となりました。

この知的財産課が最初に取り組んだ業務は、「こうち知的財産戦略指針」の策定です。策定するにあたり、専門家からの意見を取り入れるため、日本弁理士会から2名のアドバイザーを2回派遣していただき、指針の内容にとどまらず、指針を実行するにあたっての具体的で適切なアドバイスをいただくことができました。こうして作られた「こうち知的財産戦略指針」の概要については、本誌2007年12月号Vol.60の45ページに記載されています。

平成19年度の県庁職員向けの知的財産勉強会は、演習を取り入れた、少し実務的な内容のものとなりました。予算的には大変厳しく、商標を1回と特許を2回の計3回しか実施できませんでしたが、参加者は延べ104名と、回数が少ない割には成功したといえます。また、「こうち知的財産戦略指針」の公表も兼ねて、知財コンサルタントの方を招いて一般向けに知財啓発セミナーを開催し、好評を得ることができました。

#### (4) 「こうち知的財産戦略指針」の策定後から現在まで

平成20年度は指針の第1ステージの目標（平成23年度までの目標）である「知的財産を尊重する土壌づくり」を実現するため、3つの事業（県庁の職員向け勉強会、市町村・団体向け知財セミナー、知財活用モデル支援）を日本弁理士会の協力を得ながら実施しました。

まず県庁職員向け勉強会では、予てよりニーズが高かった著作権の勉強会を1回、商標の検索と利用法・不正競争防止法の解説を1回、特許情報の利用と権利範囲の勉強会を研究員向けにそれぞれ1回ずつの計4回の勉強会を開催し、受講者は延べ96名でした。このころから徐々に著作権の相談が増えるようになります。

市町村・団体向けのセミナーは、知財に関する相談があっても、それが何の知財にあたるのか、また誰に相談すればよいのか、わからない状況が県内には多くあったため、事業者に密接な関係にある市町村や団体職員の知財意識と知識の向上をはかり、専門機関に橋渡しができるようにすることを目的として、知財全般についての基礎的な内容のセミナーを高知県の中部・西部・東部で1回ずつ行い、延べ77名の参加者がありました。

知財モデル支援事業では、1団体、1企業が支援先

に選ばれ、日本弁理士会からアドバイザーを派遣していただき、商標の出願及び管理から、ノウハウの管理にいたるまで、幅広く貴重なアドバイスをいただきました。

各事業者は、この支援を受けたことをきっかけとして、出願した商標の登録を取得したり、社内で知財の勉強会を開催したりするなどの具体的な成果や活動に結び付けています。このような自立した活動に結びつけることが、この事業の目的の一つです。

平成21年度には、機構改革で知的財産課が新産業推進課に統合されましたが、平成20年度と同様の3事業を日本弁理士会の協力を得ながら実施しています。また高知県は平成20年度に、県の経済を根本から元気にするトータルプラン「産業振興計画」を策定しました。この計画の中では農林水産業の力を強めて工業との連携を密にし、競争に打ち勝つ価値の高いものづくりを目指していることから、県庁職員向けの知財勉強会と市町村・団体向けの知財セミナーの内容を種苗・商標・著作権を中心とするものにしました。

知財勉強会は、種苗法の概要を1回、著作権を1回、商標制度と商標検索の2回のあわせて4回とし、延べ123名の受講者がありました。今回初めて行った種苗法の勉強会には大きな反響がありました。

知財セミナーは、ブランド化の取り組みをしている団体職員の方に実践事例を紹介していただくとともに、あわせて弁理士会から講師を派遣していただき、商標の戦略的な活用と題して講演をしていただくことによって、高知県の中部・西部・東部で1回ずつの計3回のセミナーを開催し、延べ93名の参加者がありました。

知財モデル支援も2団体が支援先に選定され、弁理士会の推薦でアドバイザーを派遣していただくことによって、両団体とも商標を出願しましたので、これからは商標の管理や活用について、検討していくこととなります。

#### (5) 課題と今後の展望

平成16年に協定を締結してから今まで、最も変化があった点は、庁内の意識が向上したことです。従前では、問題点の気づきすらままならない状況で、気づいても相談機関がどこなのか明確でない状況が続いていました。

これに対して弁理士会の協力を得て継続的に勉強会

を開催できたおかげで職員の意識が高まり、顧問弁理士への相談件数の増加を含め、事業を計画する際に適切なアドバイスを受けることができる体制が整ってきたことは大きな成果です。

一方で庁外の知財意識の普及については課題があります。開催場所によって受講者の数が大きく偏っており、郡部になればなるほど、裾野の広がりが小さくなります。高知県の東西に広く横長の地形や、高知市に一極集中している人口分布の偏りからやむを得ない面もあると思われませんが、知財に意識を持つ人の裾野をいかに広げていくかが今後の課題で、セミナーの内容や方法を検討していかなければなりません。

今後、知財をより一層普及していくには、国や民間が行うセミナーで対応できるものは積極的に活用するとともに、高知県独自のニーズを掘り起こしながら、

それに対応できるセミナーや勉強会を日本弁理士会とともに取り組んでいくことであると考えています。

その中でも研究員や企業の開発者に対しては、専門的な内容の勉強会を開催し、市町村・団体職員向けには具体的なニーズに対応した、わかりやすく興味をわかせるセミナーを開き、裾野を広げることを平成23年度までの目標にしたいと考えています。

高知県のような弁理士過疎地域にあっては、少ない弁理士で広い専門分野をカバーすることに限りがあるため、どうしても県外から弁理士のアドバイスを受ける必要があります。

日本弁理士会には、高知県のこういった事情に配慮していただいて、今後とも支援協定の継続と一層の支援と協力をお願いしたいと考えています。

(原稿受領 2009. 12. 10)

## バックナンバーのご案内

ご希望のバックナンバーの在庫をご確認の上、ゆうちょ銀行(00170-0-0059868 日本弁理士会)にて送付先を明記し、代金をお支払いください。ご入金を確認次第、「パテント」をお送り致します。

宛先：日本弁理士会 広報・支援・評価室パテント担当 1冊 840円(税込)+送料 100円= 940円

年	月 号	バックナンバー内容
2007年	2	特集《企業の知財戦略》
	3	「流通流動化検討委員会連載スタート」, 「改正意匠法 24 条 2 項について」
	4	《企画・若手弁理士の活動報告》《平成 18 年度著作権重要判決紹介》
	5	特集《第 12 回知的財産誌上研究発表会》
	6	特集《インターネット上の知財データの活用/平成 18 年度著作権委員会》
	7	特集《北海道・不正競争防止法委員会》
	8	特集《女性弁理士》, 第 12 回知的財産権誌上研究発表会 質疑応答原稿
	9	特集《平成 18 年特許法》(欠品)
	10	特集《特許明細書作成実務》
	11	特集《最近の米国判例》
	12	特集《地方自治体の知財への取り組み》
	2008年	1
2		特集《知財を取り巻く世界情勢》
3		特集《既登録弁理士の継続研修》
4		特集《様々な環境・業務に従事する弁理士》
5		特集《第 13 回知的財産権誌上研究発表会》
6		特集《中国の知的財産制度》
7		特集《良い明細書の作成方法》
8		特集《平成 19 年度著作権・コンテンツ委員会》
9		特集《農林水産分野における知的財産》
10		特集《知財コンサルティング》
11		特集《審査・審判実務の実施》
12		特集《事務所経営》
2009年	1	特集《国際出願 弁理士制度 110 周年に寄せて》
	2	特集《支部の活動紹介(前編)》
	3	特集《支部の活動紹介(後編)》
	4	特集《知財流通・海外の審査動向》
	5	特集《第 14 回知的財産権誌上研究発表会》
	6	特集《弁理士会の新しい取り組み》
	7	特集《バイオ・ライフサイエンス委員会》
	8	特集《著作権/第 14 回知的財産権誌上研究発表会質疑応答の部》
	9	特集《中国》
	10	特集《欧州》
	11	特集《ビジネス関連発明》
	12	特集《特許審査手続における意見書と補正書》
2010年	1	特集《海外で活躍する知財プロフェッショナル》